

第1回「にいがた特殊詐欺だまされま川柳コンテスト」審査・表彰規程

(目的)

第1条 第1回「にいがた特殊詐欺だまされま川柳コンテスト」における審査及び表彰の規程を明らかにして、公平な募集に資することを目的とする。

(事務局)

第2条 第1回「にいがた特殊詐欺だまされま川柳コンテスト」の事務局は、第一生命保険株式会社の新潟支社及び長岡支社に置く。

(審査)

第3条 応募された川柳を審査し優秀作品を選定するため、第1回「にいがた特殊詐欺だまされま川柳コンテスト」審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

- 2 審査委員会の委員長は、新潟県県民生活・環境部県民生活課長とする。
- 3 副委員長は、新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課長及び第一生命保険株式会社新潟支社長とする。
- 4 審査委員会は、委員長、副委員長が指名する新潟県及び新潟県警察の職員並びに第一生命保険株式会社の社員をもって構成する。
- 5 審査は、審査委員会を構成する審査委員が当たる。
- 6 事務局は、応募数によって予備審査を行うことができる。

(審査・表彰の対象)

第4条 審査・表彰の対象は、次のとおりとする。

- (1) 審査対象は、募集要項に基づいて応募された川柳とする。
- (2) 無記名、連絡先未記入等の理由により連絡ができない応募者によって応募された川柳については、審査対象から除くものとする。
- (3) 審査により入選したものの、受賞連絡ができない応募者によって応募された川柳については、表彰を見合わせるものとする。

(表彰)

第5条 表彰の種類等については、次のとおりとする。

- (1) 表彰の種類は、県知事賞、警察本部長賞、優秀賞、入賞とする。
- (2) 表彰数は、県知事賞1作品、県警察本部長賞1作品、優秀賞3作品、入賞5作品とする。
- (3) 受賞作品は新潟県ホームページ等で公表する。

附則

この規程は、令和3年8月2日から施行する。